

後期高齢者医療制度の凍結と抜本的な見直しを求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成19年12月13日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 柳 沼 清 美

後期高齢者医療制度の凍結と抜本的な見直しを求める意見書

昨年6月の医療制度改革関連法の成立により、来年4月から、75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が実施されることになった。同制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障がいのある者を対象とする独立した医療制度で、都道府県ごとにすべての市町村が加入し設置した広域連合が運営を行うことになっている。

一連の制度改正に対しては、高齢者に新たな負担が生じること、低所得者への配慮に欠けること、さらには、後期高齢者医療が従来診療報酬とは別の体系にわけられるため、高齢者は受けられる医療が制限されたり、医療内容が低下する等、様々な問題点がある。同制度が実施されれば、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼすことは必至である。

また、保険基盤安定制度への新たな公費支出等、市町村の財政的負担が多大となることが危惧されている。

よって、国においては、高齢者の窓口負担の引き上げや新たな保険料徴収の激変緩和措置にとどまらず、同制度を全面的に凍結し、高齢者に過度な負担を求めることなく、いつでも、誰でも、どこでも、平等に医療が受けられる持続可能な医療制度とするよう抜本的な見直しをはかるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月17日